傷病手当金の制度が改正されています

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。傷病手当金は業務外の理由による療養が対象です。労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等は労災保険の対象となります。

治療と仕事の両立支援の観点から、**令和４年１月から制度改正**となっています。

【対象となる人】

傷病手当金の対象は、会社員や公務員など勤務先で**社会保険制度に加入している本人のみ**（第２号被保険者）で、第２号被保険者に扶養されている配偶者（第３号被保険者）や任意継続被保険者、国民健康保険加入者（第１号被保険者）の方は対象ではありません。派遣やパートの人でも社会保険に加入していれば対象となります。

【傷病手当金が受けられるとき】

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して３日間あったうえで、４日目以降、休んだ日に対して支給されます。土日や祝日などの会社の公休日も支給対象となります。

ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

【傷病手当金の支給額】

１日につき、直近１２か月の標準報酬月額の約３分の２になります。

支給日額＝（直近１２か月の標準報酬月額を平均した額÷３０日）×２／３

ただし、老齢（退職）年金、障害厚生年金など、その他の手当を受給している場合、支給が停止または調整される場合があります。

【退職した場合はどうなるの？】

退職して被保険者の資格を喪失した日の前日まで１年以上被保険者だった方で、退職時に傷病手当金を受給していれば継続して受けられます。勤続年数が１年未満の方の場合は、退職した時点で支給停止となります。ただし、前の会社の被保険者期間と通算されることもありますので、けんぽ協会等に相談してみましょう。

【支給期間】

傷病手当金の支給期間は支給開始日から通算して１年６か月です。**同じ病気**で受給できるのは、積算（足し算）で**１年６か月まで**となります。（文責：秀島晴美）

事業主の皆さまへ（従業員の皆さまへもお知らせください）

令和４年１月１日から
健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和４年１月１日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

●傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して１年６か月」になります。

・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して１年６か月に達する日まで対象となります。

・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

●この改正は、令和４年１月１日から施行されます。

・令和３年12月31日時点で、支給開始日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金（令和２年７月２日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

改正後の傷病手当金の支給期間

【お問い合わせ】お手続きの詳細は、ご加入の医療保険者までお問い合わせください。　厚生労働省